



2011年10月28日

For the attention of:

Mr. Stephen E. Shay

Deputy Assistant Secretary (International Tax Affairs)

U.S. Department of the Treasury

1500 Pennsylvania Avenue, N.W.

Washington, D.C. 20220

Ms. Manal Corwin

International Tax Counsel

U.S. Department of the Treasury

1500 Pennsylvania Avenue, N.W.

Washington, D.C. 20220

Mr. Michael Danilack

Deputy Commissioner (International)

Internal Revenue Service

1111 Constitution Avenue, N.W.

Washington, D.C. 20224

Mr. Steven A. Musher

Associate Chief Counsel (International)

Internal Revenue Service

1111 Constitution Avenue, N.W.

Washington, D.C. 20224

John Sweeney

Office of Associate Chief Counsel (International)

Internal Revenue Service

1111 Constitution Avenue, NW

Washington, DC 20224

Notice 2011-34 に対する全銀協意見書のフォローアップ

I. イントロダクション

一般社団法人全国銀行協会（以下「全銀協」という。）は、米国において外国

口座コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）が納税回避撲滅に向けた取り組み上、極めて重要な進展と位置付けられていることを理解しています。そして、全銀協は米国歳入庁（以下「IRS」という。）がFATCAの成功は外国金融機関（以下、「FFI」という。）に課せられる様々な義務の適切な履行次第であると理解され、IRSが施行細則の制定に向け、広く各国金融機関から意見を募るというオープンなスタンスをとっていること、およびFFIの負担と法の要請との間で適切なバランスをとろうと努力されていることを認識するとともに、深く感謝しております。

一方で、そうしたIRSの努力にもかかわらず、全銀協は、以下の3点について懸念を有しています。

第一に、FFI契約においてFFIに求められている非協力顧客および不参加FFIに対して行うとされている懲罰的な源泉徴収および非協力顧客の口座解約は、各国における法制上の根拠の整備なくしては、契約FFIが極めて大きな法的リスクを負いかねず、実際にこれを行うことは困難ということです。

第二に、仮にFFIによる検出および特定作業によって、「米国納税義務者」の特定が行われたとしても、納税回避を意図的に行う「悪意の納税回避者」は、情報の開示や確認書類の提出には、まず同意しないことが予想されます。上記のとおり、各国における法的整備がなければ、懲罰的な源泉徴収および口座解約は事実上困難であり、また、多くの国においては顧客の同意なくしては特定の顧客情報をFFIから直接IRSに提供することも困難なため、そもそも、FFI契約上の検出および特定作業の成果が、無意味なものになりかねません。さらに、FFIによる確認作業を通じて自分が疑われたと感知した「悪意の納税回避者」は、公表されたFATCA規則を認識したうえで、FFIによる検出および特定を回避する策をとることも考えられます。そうなればFFIが「悪意の納税回避者」を検出することはますます困難になります。これは、FATCAがFFIに課すことになる負担と比較して、本来の目的である納税回避懸念のある特定米国人情報をFFIが検出および特定できる可能性が限りなく低下する恐れがあるということであり、FFIが米国納税回避者を検出および特定できる可能性が低いのであれば、そのためにFFIに過大な負荷を強いることは合理的とは言えません。

第三に、欧米金融事情と大きく異なる日本固有の金融事情があることから、日本においては、FATCAによって期待される効果に比べ、FFIの負荷は相対的に大きくなると予想されることです。

全銀協は、日米両国の友好と経済関係の発展に積極的に貢献を果たしてきた日

本の金融機関の代表として、納税回避の撲滅という FATCA 本来の狙いをより実効性あるものとするために、第一、第二の懸念に対するさらなる考察を行ったうえで、具体的なご提案をさせていただきます。加えて、最後に日本固有の事情について改めてご説明し、(少なくとも日本において望まれる) 個別の問題についてのご提案を申し上げます。

II. 「非協力顧客」「不参加 FFI」に係る問題意識

具体的な考察を行う前に、現在、各国 FFI が最も懸念している問題のひとつである、「非協力顧客」および「不参加 FFI」に関する全銀協の問題意識についてご説明致します。

まず、本来 IRS が想定している「非協力顧客」とは、「米国納税義務者でありながら、納税回避を目的として、FFI に対する情報開示を拒む顧客」であると考えますが、それ以外にも「米国納税義務者ではないが、FFI に対する情報開示に消極的な顧客」は多数存在します。これには、顧客本人にとって興味の持てないダイレクト・メールの内容を確認せずに破棄する顧客、電話での連絡に対して拒絶反応を示す顧客、事務手続が面倒である等の理由から返答をしない顧客、住所変更を届出していないため連絡が取れない顧客、および死亡したために連絡が取れない顧客等が考えられます(こうした「非協力顧客」は「消極的非協力顧客」と以下、表記致します)。

同様に、「不参加 FFI」についても、IRS は「米国人に対し課税回避サポートを行っている金融機関等、契約締結を行うことで何らかの不都合が生じる金融機関」を想定されていると思われませんが、実際には「米国人との取引がほとんどない中で FFI 契約に伴う過大な事務負荷を受けない金融機関」、および「FATCA 成立を機に米国源泉の取引から完全撤退したとしても不都合が生じない金融機関」の多くが、不参加 FFI となることを選択することが考えられます。各国において、国内業務中心の小規模金融機関であれば、「みなし遵守 FFI」に認定されなければ、既保有の米国関連投資等を全て清算し、IRS とは契約しない」との考えを持つものが少なからず存在しています。こうした地域金融機関は、一般に各国においてそれぞれの地域経済に大きく貢献していること、貯蓄金融機関として各国インターバンク市場での重要な資金の出し手としての地位を築いていることが想定され、このような金融機関に対して、FFI が懲罰的な源泉徴収を行うことは、後述する法的根拠を欠くだけでなく、各国金融市場において混乱を引き起こすリスクをはらんでいると言えるでしょう(こうした「不参加 FFI」は「消極的不参加 FFI」と以下、表記致します)。

「消極的非協力顧客」および「消極的不参加 FFI」の潜在的な取引数は、特に預金取扱金融機関にとって膨大であると考えられ、それらへの対応を迫られること自体が各 FFI にとって多大なる労力を必要とすることをご理解頂きたいと考えます。

また、そうした「消極的非協力顧客」および「消極的不参加 FFI」に FFI が対処する際に、以下のような法制上の問題がより一層明確になると考えられます。

III. FATCA、FFI 契約に係る法的制約に係る問題意識

ご存知のとおり、FATCA は米国国内法である以上、立法管轄権は米国以外への国に及ぶとしても、執行管轄権が米国以外に及ぶものではありません。FATCA はこの執行管轄権の問題について FFI 契約を締結し、FFI との間に一種の委託関係を構築することによって、補完しようとするアプローチであると考えられます。

一方、FFI にとって FFI 契約は、国と民間企業との間での随意契約に過ぎないもので、FFI は米国外では当然に米国の庇護を受けられることなく、契約上の義務の履行に当たっては、それぞれ活動する国の法制に沿って、これを行わなければならないという制約があります。現状多くの国では、FFI が FFI 契約上の義務を果たすための法的環境が整っているとはいえ、特に FFI と FFI の顧客との法的関係は、当該顧客の居住国の法律によって規定されることが原則であるため、FFI 契約の義務の履行に伴い、FFI と顧客との間で紛争が生じた場合は、当該国の法律によって処理されることで、FFI に過大な法的リスクおよびレピュテーション上のリスクが生じることが懸念されます。

全銀協が特に懸念する問題は、FFI 契約上の以下の三つの義務に係るものです。

1. 個人情報の開示に係る問題意識

多くの国において、顧客に関する守秘義務を規定している法律や個人情報を保護する法律が存在しており、顧客の同意が得られない場合、原則的には顧客情報および個人情報の多くは開示できません。FATCA においては、その点を十分考慮のうえ、顧客の同意が得られない場合には、当該顧客グループ（非協力顧客）の口座数と口座総額のみを報告すればよいことになっており、そのご配慮に大変感謝をしております。

一方で、FATCA においてはその非協力顧客口座を将来的に減らしていくことも要請されており、その口座数の推移によっては IRS が FFI 契約を終了することも考慮するとされています。しかしながら、全銀協としては前述のとおり、多数の「消極的非協力顧客」、および極めて少数と想定される「悪意の納税回避者」から、情報開示の同意を取得するための活動には多大の経済的負担が必要であるうえ、実際にはそれらが効果をあげることは非常に難しいと考えています。また、顧客の同意が得られない場合に FFI が実施することとされている懲罰的な源泉徴収および口座強制解約は、後述のとおり、同様に法令上や預金規定上等の制約から極めて困難と考えており、結果として非協力顧客口座数が高止まりせざるを得ないことが懸念されます。

このことは、「悪意の納税回避者」情報を収集し、適正な納税を実施させる枠組みを構築するという FATCA 本来の目的から大きく乖離した状況になることを意味します。

2. 口座の強制解約に係る問題意識

口座の強制解約は、多くの場合各国の取引慣行やそれらに準拠して作成される各 FFI の預金規定および取引約款等にその根拠を求められ、通例では「違法行為等に関与した口座」および「反社関連顧客口座」等を対象に極めて限定的に運用されているのが一般的です。

本邦の場合、普通預金口座は口座維持手数料もかからず、給与振込や公共料金支払に利用される等、一般の消費者の経済活動の基盤となっているため、このような口座の閉鎖は、いわば一般消費者の経済活動基盤を喪失させるという、極めて重要な問題となります。現状において、犯罪的な脱税行為に利用されている口座であることが明確である場合はともかくとしても、単に「非協力顧客」であることをもってして、特に潜在的に多数の「消極的非協力顧客」の存在が想定される場合はなおのこと、口座解約に踏み切ることには、顧客との法的紛争、さらには社会問題化につながるリスクがあり極めて困難です。

こうした事態に FFI として対応するためには、各 FFI が当該 FFI の預金規定および取引約款において、あらかじめ口座解約の条件として、FATCA に関する条項を取り入れておくという方法が考えられます。

しかしながら、FFI の預金規定や取引約款は元来、当該国における取引慣行に準拠して作成されるものであり、当該国において FATCA に対する社会的支持が

なければ、係る預金規定のあり方そのものが社会問題化し、FFI が当該国において顧客の支持を失うリスクがあります。

さらに、預金規定や取引約款の改訂によっても、多くの国において消費者保護の観点から口座の解約は顧客にとってはあまりにも大きな不利であることに鑑み、改訂の効果は既存顧客には及ばない、との法的判断が下される懸念があります。

このことは換言すれば、FATCA が目指している「悪意の納税回避者」にディスインセンティブな仕組みを適用することが、実質的には法的に困難であることを意味しています。

3. 源泉徴収に係る問題意識

非協力顧客および不参加 FFI に対する懲罰的な源泉徴収制度について、全銀協は IRS が本制度は非協力顧客および不参加 FFI に対し、FATCA への参加および協力を促すためのものであり、実際にそのような源泉徴収手続きが行われることは極めて限定的な事態であると考えていることについて懸念しています。

全銀協としては、前述のとおり「消極的非協力顧客」および「消極的不参加 FFI」を中心として、非協力顧客および不参加 FFI の FATCA への参加および協力は進まず、またその口座解約も法的および社会的な制約を受ける中で、FFI が懲罰的な源泉徴収を広範に行わなければならないことを危惧しております。

海外金融機関による米国源泉所得に対する源泉徴収の取扱いについては、すでに QI 制度による前例があるとはいえ、Notice 2011-34 によって FATCA における懲罰的源泉徴収を FFI が非協力顧客および不参加 FFI に支払う債券利子および預金利息までも対象とした結果、QI 制度が主として米国向け各種投資の枠組みを理解した投資家層を想定した制度であるのに対し、FATCA ではそもそも海外向け業務すら限定的にしか行っていない金融機関や、広く一般の国内預金者等までも対象とされることとなり、金融機関のみならず、広く社会全般に与える影響は、QI 制度とは比較にならないものとなると考えられます。

そもそも Notice 2011-34 において、この懲罰的源泉徴収の前提として考えられている「パススルー」概念は、FFI の米国源泉投資による収益および米国内のオペレーションで得た収益が、FFI が米国外で支払う債券利子および預金利息の原資となっているとみなしたうえで、それら債券利子および預金利息までその範囲内において「米国源泉所得」とみなすといった考えにもとづいているものと思わ

れます。しかし、こうした考え方が一旦認められれば、今後課税強化を目指す国々が、それぞれの自国の「国内源泉所得」の定義を大幅に拡大する動きにつながりかねないものとして、大変憂慮しています。

また、仮にこのような考え方にもとづいて FFI が米国外にて支払う債券利子および預金利息等が米国源泉所得とされるならば、これらの所得の課税権が、現在米国が各国と締結している租税条約等の中で、どのように整理されるものなのかについて、各国税務当局との間で事前に合意を得ることが、FATCA 実施にあたっての環境整備として必須であるものと、全銀協は考えます。

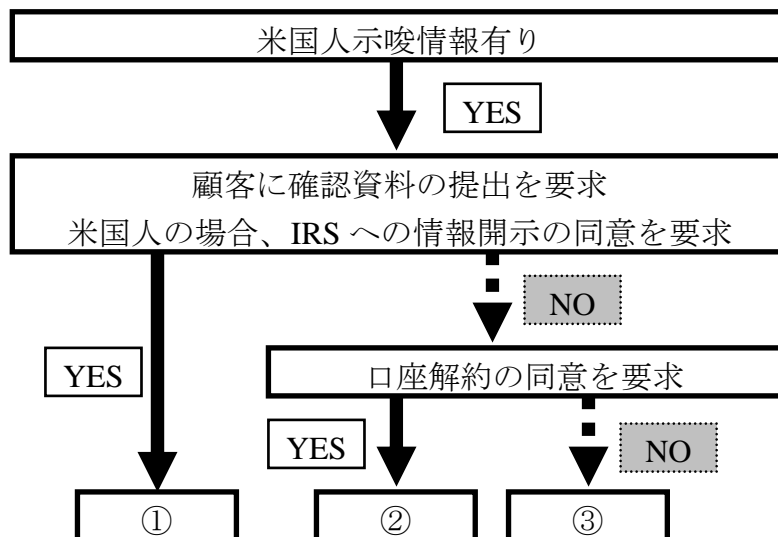
こうした環境の整備がないまま、FFI 契約にもとづいて FFI が源泉徴収を行うことになれば、米国外の各国においては、係る源泉徴収の正当性について FFI が当該顧客から訴訟の提起を受けることは必須であること、またこの場合、訴訟の主たる当事者は専ら FFI とその顧客ということになり、いわば FFI のみが法的リスクおよびレピュテーション上のリスクを負うことになることについて、全銀協は大変危惧しております。

4. 株主代表訴訟に対するリスク認識

上記のように、FATCA の FFI 契約には、現下の各国の法的環境にあっては、その履行が困難なものがあること、さらに、FFI 契約上の義務を FFI が履行すれば、FFI が多大な法的リスクおよびレピュテーション上のリスクを負いかねない以上、係る契約を締結すること自体が、各 FFI の取締役の責任、すなわち善管注意義務に違反しないか、という問題を惹起するものであります。さらに、多くの FFI は株主代表訴訟のリスクにさらされており、契約を締結できない可能性すら否定できないことを、IRS においてはご理解いただきたいと考えます。

5. 実務的なフローチャート

以上の法的議論を踏まえて、現行の FATCA ガイダンスに従った実務的なフローチャートは以下のとおりです。



- ① 顧客が確認資料を提出し、IRS への情報開示に同意する協力的な顧客で、「善意の米国人納税者」と言えます。すでに正しく納税を行っている顧客、納税を失念していた顧客、あるいは納税義務があることに気付いていなかった顧客が含まれます。
- ② 顧客が確認資料の提出に応じないものの、口座解約には同意する「非協力顧客」です。「悪意の納税回避者」である可能性が高いと思われます。「非協力顧客」の口座数と総額の報告に含まれますが、解約された口座としては IRS に報告されることはありません。
- ③ 顧客が確認資料の提出に応じず、口座解約にも応じない「非協力顧客」です。「Ⅲ. 1. 2.」から、顧客情報の報告および口座の強制解約は困難です。「Ⅲ. 3.」で述べたように、環境の整備がないまま、FFI 契約にもとづいて FFI が源泉徴収を行うことになれば、FFI は法的リスクおよびレピュテーション上のリスクを負うことになります。
このカテゴリーの「非協力顧客」には、「悪意の納税回避者」である場合、もしくは「消極的非協力顧客」である場合があります。いずれの場合においても、今後資料の提出や口座解約の同意を継続的に要求していきませんが、前者は意図的に、後者は「Ⅱ.」で説明した理由から、このカテゴリーの「非協力顧客」口座数は減少することが見込めません。結果として、FFI に課される作業のほとんどは無駄となります。

IV. 現行検出手続案の有効性についての問題意識

1. 米国人情報検出手続と米国人納税義務者の特定作業がもたらす実際効果

現在 IRS において検討中の口座検出手続は、本来 FATCA が最も検出に努力すべき「悪意の納税回避者」に対しては、効果が極めて限定的となることが危惧されます。なぜなら、検出手続に使われる「6つの指標」は、「悪意の納税回避者」も知るところであり、「悪意の納税回避者」は、法施行以降、これらの指標に該当する情報を、いかに FFI から隠蔽および偽装するかに努力するはずで、結果的に、このような手続が定められても、FFI 職員がそうした情報を検出していくことは、日ごと困難になっていくことが予想されます。

また、FFI が米国人情報を検出できたとしても、「悪意の納税回避者」が FFI の求めに応じて、容易に W-9 の提出に応じるとは思われず、逆に、そのような FFI の要請が、「悪意の納税回避者」をさらに隠蔽および偽装に向けた努力に走らせることが予想されます。

2. 疑問が残る中、過剰感のある業務負荷

現在、IRS において検討中の口座検出手続に沿えば、FFI は相当数の「消極的非協力顧客」が含まれると思われる非協力顧客に対して、効果が薄いと認識しながらも、電話、郵便の送付、顧客への訪問、および対応状況の記録化等を継続しなければなりません。さらに、FFI は特定米国民口座検出のための新たな手続を創設し、それらを個々の顧客担当者、窓口の事務取扱者にいたる多数の職員に向けて教育および訓練を行わなければなりません。その人的および財務的な負担は相当になることが予想されます。

その一方で、検出手続によって特定される特定米国民口座はごくわずかで、FFI がかけるコストに引き合う情報が得られるとは思われません。またそのようなギャップは、実際に手続を履行する職員の徒労感を生み、それが FFI の中において手続そのものの形骸化を招きかねません。

以上から、結果的に FATCA 上の義務の履行に失敗する FFI が現出し、IRS は「悪意の納税回避者」が極めて少数な FFI と半ば認識しつつも、他国との平仄の観点から、FFI 契約解約の是非やペナルティ賦課を検討する必要が発生します。

3. 結果

こうした検出手続は、専ら 6 つの指標に該当するような情報はあっても実際には特定米国人とはならない顧客を確認するためのものとなるか、さらに悪い場合には、「悪意の納税回避者」が手続に応じた隠蔽および偽装を行うことで、その捕捉に失敗しかねないことを、全銀協は懸念しております。

V. ご提案

以上のような問題意識と、FFI として IRS に「悪意の納税回避者」摘発につながる有効な情報を提供する、という FATCA の本来的な意義に沿うべく、全銀協は IRS に対して以下の提案を行います。

1. 情報交換の枠組みの構築に向けた当局レベルでの協議

すでに各国国内法上の個人情報等の保護に関する法的枠組みは存在します。ただ、以下ご提案申し上げるように、FATCA 本来の目的を達成するためには、顧客からの同意なしに顧客情報を提供できる体制の構築、すなわち各国当局間における枠組みの整備が必要となるでしょう。

米国はすでに情報交換条項を含む租税条約を締結している国が少なくありません。そうした権限を有する当局間の枠組みを活用する、あるいは修正することにより、顧客からの同意なくして情報提供をできる体制の構築が可能と思料します。

2. 法的枠組みの構築へ当局レベルでの協議

これまで述べてきた法制上の問題点を解決するために、FFI が FFI 契約上の義務を履行可能な法的環境が整備されることが必要であると考えます。「納税回避者の摘発」という FATCA の目的から、FFI が「消極的非協力顧客」および「消極的不参加 FFI」を含む「非協力顧客」および「不参加 FFI」に対して、安心して FFI 契約上の義務を履行できるための枠組みを作ることです。

より具体的には、口座解約や源泉徴収を FFI に課す条項を残すのであれば、FFI がそうした義務を果たす根拠となる法的枠組みの構築、FFI が将来的に負うと予想される各種リスクに対する備え等について、各国当局間のレベルでの十分な協議をお願いします。

3. 具体的に FFI に課す義務

(1) 米国人情報の検出

現行の各国口座開設手続において必須となっている届出住所について、米国住所の口座、および今後顧客側からの自主的な申告によって米国内の住所の届出が行われた口座の検出を行います。また、報告対象期間中に、一度でも米国との仕向送金取引の実績がある口座（「米国間との送金実績口座」）を電子的に可能な限り検出します。ただし、法人については、実態のある法人を除外するという目的から、使途が貿易外・資金取引のものに限ります。

我々が「米国間との送金実績口座」に注目する理由は以下のとおりです。米国間との送金実績口座に係る保有者情報の提供は、IRS が提案する 6 つの指標の四番目にもとづくものです。IRS の 6 つの指標は、他の 5 つが顧客の「属性」にもとづいて検出作業を行うものであるのに対し、上記指標のみ「送金取引の有無」という事象にもとづいて検出を行うものとなっています。「属性」に係る指標のうち、各国 KYC 手続に規定されている「届出住所」等の確認以外は、顧客からの自主申告のみに依存する可能性が高く、当該指標にもとづく検出作業は、前述のとおり、「悪意の納税回避者」の偽装および隠蔽により、その負担に比較して、実効性が限定的という懸念があります。一方で、送金取引の有無は、納税回避者の偽装および隠蔽の影響を受けにくい事実であり、この指標にもとづいて、FFI ができるだけ多くの情報提供を行うことが、IRS による納税回避者の摘発につながるものと考えます。米国内住所や納税者番号は、事後に FFI からの要請により入手することは困難であり、納税回避者の特定は、FFI が提供する「氏名」「生年月日」等の情報から、米国税務当局等におけるデータベースとの照合によって行うことが、現実的であると考えます。

(2) その他示唆情報作業、米国納税義務者特定作業の廃止

上記のとおり、追加的に行うその他の示唆情報に該当する口座検出作業、米国人納税義務者の特定における口座保有者に対する W-9 等徴求作業、および各種確認資料の徴求を通じた非協力顧客の特定等の義務について廃止を提案します。理由は、「IV.」ですでに述べたように、追加作業から多くの成果が期待できないこと、および「悪意の納税義務者」に作業をしていることを知らせることは逆効果であること、等です。

なお、新規の口座開設については、今後、納税者番号等 IRS が求める情報を、顧客に自主申告させる手続を新たに導入することで、IRS における納税者特定等

の利便性の向上を図ることは可能です。

(3) 報告

我々は上記のプロセスを経て得られた「米国人納税義務者」の可能性のある口座に関し、すでに得られている情報（氏名、住所、生年月日等）について、顧客に通知することなく、「1.」の枠組みに沿って IRS に提供致します。

(4) 口座解約、源泉徴収

「1.」および「2.」で申し上げた法的枠組みが構築されるには、相当の時間が必要と考えられます。FFIにとって、そうした枠組みなくして、「非協力顧客」および「不参加 FFI」に対する口座解約や源泉徴収を実行することは、極めて困難ですので、米国外におけるこうした義務については、枠組みが出来るまで一旦、先送りとして頂きたいとお願い申し上げます。

VI. 本邦の事情について

1. 日本の金融事情

日本の金融機関の事情については、すでに全銀協からの意見書においても言及いたしましたが、以下のような特徴を有しており、特定米国人が租税回避行為を行うリスクは極めて低いと考えられます。一方で、FATCA で確認対象としている預金等の口座数は、閾値の設定にも関わらず、他国の金融機関対比なお相当数に上ります。これは、FATCA で期待される効果に対し、FFI に課される事務負担が相対的に大きくなることを意味しており、現在想定されている検出手続を、IRS の期待に応じて疎漏なく実施することは、わが国金融機関にとって、相当の経営上のプレッシャーとなります。

〈日本の金融市場の特徴〉

(1) そもそも米国籍保有者は極めて少数

日本の全人口 128,062 千人に対し、米国籍保有者は 52 千人(0.04%)に過ぎません。

(2) 本邦税制固有の仕組みにより、租税回避に不向きな市場

本邦では米国と異なり、税制上、利子所得に関しては他の所得との通算が認められていません。居住者および非居住者それぞれの税率にもとづき、源泉分離課税方式で徴収されています。

また、非居住者の場合には租税条約適用の確認も必要なことから、顧客の管理を厳格に行おうとする土壌があります。

(3) 銀行の取扱業務のうち、投資目的商品の販売は極めて限定的

全銀協会員行の大多数は、伝統的な商業銀行業務、すなわち、個人・法人向けの預金業務と融資業務を基礎とした業態です。2011年3月末現在、全銀協会員行が取り扱う公募投信の残高は26兆円であり、個人の金融資産残高1,487兆円に占める比率は1.7%程度に過ぎません。

(4) FATCA で検証対象となる預金口座数は極めて膨大、かつ大小様々な預金預入機関が関与

全銀協加盟の銀行等(187行)を中心に、保有している預金口座総数は約8億あります。これに加えて、信用金庫や信用組合(431社)等、より地域性が高く、比較的小体の預入機関に、数億規模の口座が存在します。

2. 「プライベートバンキング」概念について

IRSがFFIの負担軽減の観点から、既存口座の検出作業についてリスクベースの考え方を採用され、その一手法としてNotice2011-34において金融機関の「プライベートバンキング」業務に注目されたものと認識しています。しかし、残念なことにNotice2011-34に示された定義は、あまりにも広範、かつ抽象的なものであり、当初の狙いからみて、その目的を達成できたとは思われません。リスクベースの考え方はFFIの検出作業を効果的なものにするために重要ですが、一方で、「プライベートバンキング」の概念は、金融の専門家であっても、法令や契約関係において定義が可能なものではありません。

また、各国の各FFIにおいて、「プライベートバンキング」の対象顧客層、ビジネスの態様も様々であることから、「プライベートバンキング」の概念を廃し、「残高基準による閾値の設定」ならびに(本件にて提案する)「米国との送金実績の有無」のみに依拠する、シンプルな体系とされることを提案致します。

3. 地方金融機関の取扱い

わが国の金融機関は、国際業務を積極的に展開する大手の金融機関と、国内業務に専念する地銀、第二地銀と呼ばれる地域金融機関があります。これらを外為取扱高で比較してみると、大手 13 金融機関にて占められる外為取扱高は、日本全体の 97%以上を占めるのに対し、地銀は 2.7%、第二地銀に至っては 0.2%しかありません。個別行で年間取扱高を見ても、5 位は 1 兆 5,698 億円 (@77 円で換算)、10 位は 6,989 億円、20 位以下では 3,000 億円にも届きません。こうした地域金融機関の大半は、支店網もほとんど地元に限られ、地域に根ざした金融サービスを展開しており、米国納税者が利用するケースは極めて限定的です。

FATCA の「みなし遵守 FFI」に関する規定は、富裕層が税逃れの目的で資産を預入れることが想定される一定以上の規模と海外支店網を持つ金融機関の対極に位置する中小金融機関を念頭に置き、かつ同時にこの「みなし遵守 FFI」規定を悪用することで、「悪意の納税回避者」をサポートする金融機関がないように配慮されていることと推察されます。ただし、残念ながら「みなし遵守 FFI」となるための 5 要件を全て満たす、という条件は過度に厳格であるため、本邦においてはこれを満たすことが出来る金融機関はほとんどない、という状況になっています。その理由は、5 番目の要件が過度に厳格であるからです。本邦においては、「非居住者」に対して口座開設をしないことを定めた法令、および監督当局の指針やガイドライン等はないため、金融機関自身が非居住者の口座開設を制限することは必要がない状態であり、自ら制限を設ける必要性もありません。また、事業実態を確認するために、対象となる全ての取引先を訪問し、状態を確認することは、実務的な面を考えると難しいと思われるためです。

したがって、5 番目の要件を削除することをご提案申し上げます。

なお、Notice2011-34 におけるみなし遵守金融機関は、グループ金融機関をその前提としていると思われませんが、地域金融機関にはスタンドアロンの金融機関も数多くあり、そのような金融機関についてもみなし遵守金融機関規定が適用になる旨を明らかにしていただければと考えます。

4. 法人口座の検出作業

法人口座の検出作業については、今回の趣旨に沿って、以下を提案致します。

新規および既存口座を問わず、貿易外・資金取引にて、米国との間で仕向送金の実績があった口座について、IRS にその情報を提供致します。当該情報は、基本的に本邦の KYC 手続きにおいて取得可能な情報とさせていただきます。FATCA では、

「実質的米国人所有者」の定義を、「10%を超える株式を直接または間接的に所有する特定米国人」としてはいますが、そもそも FATCA が法人の実質所有の検出を金融機関の KYC 手続に依拠して行うことを想定している以上、各国の KYC 手続にしたがって取得した情報が、提供可能な最大のレベルであると考えます。つきましては、IRS が許容している KYC 手続を有している国の FFI については、当該 KYC 手続で規定している比率を参照するルールを提案致します。また、FFI の検出作業負担軽減の観点からは、法人口座についても個人口座同様、残高による閾値を設定されることを強く要請致します。

以 上